

被災自動車に関する『よくあるご相談集』

1. 流出・損壊・行方不明等による永久抹消の相談

- 1-1 被災自動車の廃車手続(永久抹消登録)は、どのように行えばよいのか。
- 1-2 被災自動車の廃棄は、どのように行えばよいのか。
- 1-3 被災自動車の自賠償保険料は、震災の日に遡って返還してくれるのか。

2. 自動車関係税制

- 2-1 被災自動車の自動車税(軽自動車税)は、課税されるのか。
- 2-2 被災自動車の自動車重量税は、還付されるのか。

3. 津波により海水に浸った車両に関する相談

- 3-1 津波で浸水した自動車をそのままの状態で使用することができるか。

4. 車検関係(有効期間の伸長)に関する相談

- 4-1 車検伸長について

問い合わせ先(電話番号)

岩手運輸支局 (019-637-2912)

宮城運輸支局 (022-235-2513)

福島運輸支局 (024-546-0342)

東北運輸局自動車技術安全部整備・保安課 (022-791-7534)

茨城運輸支局 (029-247-5249)

千葉運輸支局 (043-242-7338)

関東運輸局自動車技術安全部整備課 (045-211-7256)

1. 流出・損壊・行方不明等による永久抹消の相談

1-1 被災自動車の廃車手続(永久抹消登録)は、どのように行えばよいのか。

1. 通常の永久抹消登録手続きの際には、申請書、ナンバープレート2枚、自動車検査証、所有者の印鑑登録証明書、所有者の実印及び罹災証明書を準備していただく必要がありますが、今回の震災により、準備できない場合は、下表の特例的な取扱いを行っております。

想定される状況	特例措置
自動車登録番号、車台番号が分からない	申請者からの情報、納税証明書等により自動車登録番号又は車台番号のいずれかが分かり、自動車を特定できれば、申請書を受理する。
印鑑登録証明書が取得困難、実印を紛失	次の書面の提出及び提示をもって代える。 ①所有者本人からの申請の場合 所有者の署名及び本人確認書面 (登録事項等証明書交付請求の際に求める身分証明書:免許証等) ②代理人による申請の場合 所有者が署名した委任状及び所有者の本人確認書面の写し並びに代理人の本人確認書面 (登録事項等証明書交付請求の際に求める身分証明書:免許証等)
原因を証する書面(罹災証明書)の入手が困難	申請人の申立書をもって罹災証明書に代える。 なお、被災地域以外において登録されている自動車に係る申請については、震災時に当該地域に所在していたことが分かる具体的な説明の記載を求める。

※ナンバープレート及び自動車検査証については、お持ちの方は手続きの際、持参してください。

1-2 被災自動車の廃棄は、どのように行えばよいのか。

1. 自動車を自ら保管している場合には、引取・解体業者へ引き渡し、処分を依頼してください。
2. 被災自動車は、所有者等による保管が可能な場合を除き、ひとまず自治体が集めて保管します。
3. 被災自動車を保管した自治体が、所有者の意思を確認して処分を委ねられた場合は、当該自動車を引取業者に引き渡し処分する予定です。

1-3 被災自動車の自賠責保険料は、震災の日に遡って返還してくれるのか。

1. 今回の震災で被災した自動車に係る自賠責保険料は、保険証明書など関係書類が失われていても、罹災届出受理証明書等を取り寄せた上で、保険会社に保険解約の手続きをいただければ、震災の日に遡って日割りで返還されます。詳しくは保険会社にご相談ください。
2. 加入した保険会社が分からない場合は、手続きした整備工場やディーラー等へご相談ください。

2. 自動車関係税制

2-1 被災自動車の自動車税(軽自動車税)は、課税されるのか。

1. 通常、管轄する運輸支局等で抹消登録等の廃車手続を行うと自動車税(軽自動車については軽自動車税)が課税されない仕組みとなっております。
2. 今回の震災を受け、被災自動車をはじめ、課税客体となる自動車の状況を把握し、適切に自動車税を課税するため、納期限の延長(課税の延期)などの特例的取扱いを行っている県があります。
3. 詳細については、県(軽自動車税は市町村)の税務担当にご相談ください。
4. なお、上記の納期限の延長等がなされている場合には、廃車手続を急ぐ必要はありませんので、生活が落ち着いてからで結構です。

2-2 被災自動車の自動車重量税は、還付されるのか。

1. 現在の制度では、自動車リサイクル法に基づいて解体された自動車に限り、自動車検査証の有効期間の残存状況に応じて支払った税金の一部が還付されます。
2. なお、上記以外の震災対応の自動車重量税の特例措置については、震災により滅失又は損壊した自動車について、平成25年3月31日までの間、既に納付された自動車重量税のうち、平成23年3月11日から自動車検査証に記載された有効期間の満了する日までの期間に相当する金額を、当該被災自動車の所有者に還付します。
※ 詳細は、「リーフレット(東日本大震災で自動車が被害に遭われた方へ)」をご参照ください。(http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr2_000008.html)

3. 津波により海水に浸った車両に関する相談

3-1 津波で浸水した自動車をそのままの状態で使用することができるか。

浸水した状況にもよりますが、一度海水が浸水した場合は非常に危険ですので、整備工場で点検を受けて頂くことをおすすめします。最寄りの整備工場がわからない場合は、以下に記載する各自動車整備振興会にお問い合わせください。

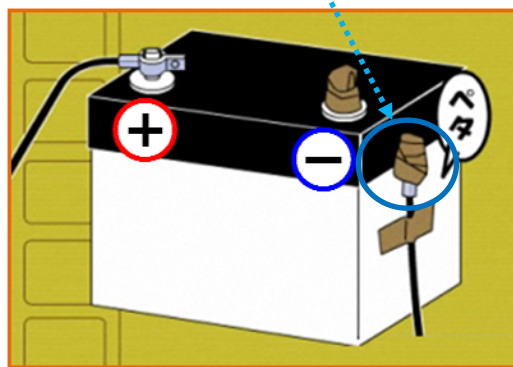
津波で浸水した自動車の専用窓口問い合わせ先一覧

東 北 運 輸 局 管 内	社団法人 青森県自動車整備振興会 〒030-0843 青森市大字浜田字豊田 129-12 TEL:017-739-1801 FAX:017-739-1355 URL: http://www.oasis-aomori.or.jp/
	社団法人 岩手県自動車整備振興会 〒020-0891 紫波郡矢巾町流通センター南 2-8-3 TEL:019-637-2882 FAX:019-637-1674 URL: http://www.ginga.or.jp/~car/
	社団法人 宮城県自動車整備振興会 〒983-0034 仙台市宮城野区扇町 4-1-32 TEL:022-236-3323 FAX:022-236-3324 URL: http://www.oasis-miyagi.or.jp/
	社団法人 福島県自動車整備振興会 〒960-8165 福島市吉倉字吉田 5 TEL:024-546-3451 FAX:024-546-3437 URL: http://www.jaspa-fukushima.or.jp/
関 東 運 輸 局 管 内	社団法人 千葉県自動車整備振興会 〒261-0002 千葉市美浜区新港 156 TEL:043-241-7254 FAX:043-241-5345 URL: http://www.caspa.or.jp/
	社団法人 茨城県自動車整備振興会 〒310-0844 水戸市住吉町 292-5 TEL:029-248-7000 FAX:029-247-4747 URL: http://www.seibi.or.jp/

津波により海水に浸った車両のユーザーの方へ

津波により海水に浸った車両は、外観上問題がなさそうな状態でも、海水の塩分が原因となって、**電気系統のショート等により、車両火災が発生するおそれがあります**ので、以下のように対処して下さい。

1. 自分でエンジンをかけない。
2. 使用したい場合には、お買い求めの販売店もしくは、最寄りの整備工場にご相談下さい。
特に、ハイブリッド車(HV)や電気自動車(EV)は、高電圧のバッテリーを搭載していますので、むやみに触らないで下さい。
3. なお、使用するまでの間、発火するおそれがありますのでバッテリーの**マイナス側のターミナル**を外して下さい。



※外したターミナルがバッテリーと接触しないような措置(テープなどで覆う)をして下さい。

(注)JAF [(社)日本自動車連盟] 及び JAMA [一般社団法人日本自動車工業会] のHPにおいて、同様の注意喚起がされておりますので、ご参照下さい。

・JAF のHP : http://www.jaf.or.jp/profile/news/file/2010_45.htm

・JAMA のHP : <http://www.anzen-untan.com/home/trouble/tr03.html>

4. 車検関係(有効期間の伸長)に関する相談

4-1 車検伸長について

1. 車検の有効期間が過ぎている自動車は、公道を走行することはできません。
2. ただし、今回の震災により車検を受けることが困難な方が多いことから、
 - ・青森県の八戸市及びおいらせ町、岩手県全域、宮城県全域、福島県全域に使用の本拠を有する自動車については、3月11日～5月10日までの有効期限が5月11日まで
 - ・関東地方のうち、茨城県の水戸市、日立市、ひたちなか市、高萩市、北茨城市、常陸太田市、常陸大宮市、笠間市、鹿嶋市、潮来市、那珂市、神栖市、行方市、鉾田市、小美玉市、大子町、城里町、茨城町、大洗町、東海村及び千葉県旭市に使用の本拠を有する自動車については、3月11日～5月10日までの有効期限が5月11日まで伸長されています。
3. なお青森県、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県において救助、災害復旧、物資輸送等に使用されている自動車についても同様に伸長されます。
4. また、有効期間伸長の適用を受けた自動車の自動車損害賠償責任保険(共済)の契約期間については、伸長された期間内の継続検査を申請する時まで契約すれば良いこととなります。